

令和4年度第5回臨時  
松本市教育委員会會議錄

松本市教育委員会

令和4年度第5回臨時松本市教育委員会会議録

令和4年度第5回臨時松本市教育委員会が令和4年12月1日午後6時00分オンラインで招集された。

---

令和4年12月1日（木）

---

議 事 日 程

令和4年12月1日午後6時00分開議

- 第1 開 会
- 第2 教育長挨拶
- 第3 議 事

[議案]

- 第1号 新型コロナウイルス感染症に対応する県の学級閉鎖等の条件緩和に伴う対応について

〔出席委員〕

教 育 長	伊 佐 治 裕 子
教育長職務代理者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	橋 本 要 人
〃	佐 藤 佳 子

〔出席職員〕

教 育 次 長	逸 見 和 行
教 育 監	坂 口 俊 樹
教 育 政 策 課 長	白 井 美 保
学 校 教 育 課 長	塚 田 雅 宏
学校支援室主任指導主事	牧 野 圭 介

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	小 澤 弥 生

《開会宣言》 午後3時00分

伊佐治教育長は令和4年度第5回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 急遽、臨時教育委員会ということでお願いしましたところ、春原委員だけご都合がつかないということで欠席でありますけれども、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。ただいまから、第5回臨時教育委員会を開催いたします。

《署名委員の指名》

教育長 早速ですが、本日の署名委員は、佐藤委員と小柳職務代理者になりますのでよろしくをお願いします。

《議案審議》

教育長 本日の議案ですが、議案1件です。県から新型コロナウイルス感染症の学級閉鎖の条件緩和に関する通知がまいりました。このことを受けて、松本市の対応について協議をお願いするものであります。委員の皆さまには、事前に資料をメールでお送りさせていただいておりますが、画面共有をしています。ご覧いただけますでしょうか。

佐藤委員 はい、見えています。

<議案第1号> 新型コロナウイルス感染症に対応する県の学級閉鎖等の条件緩和に伴う対応について

教育監 説明

教育長 補足ですが、概ね20%の学校感染と思われる感染者が確認された場合ということで、これまでの運用の中では、明らかに家庭内感染であっても2名以上の場合にはその学級を学級閉鎖にしなければならなかったのですが、それが例えば、集団で接触するようなことがあって学校感染の可能性が高い場合には積極的に閉めていくと。それから、休み明けで家庭内感染と思われる場合には、止めないということを担保するために、概ね20%の学校感染と思われる感染者という書き方になっているということです。

以上が説明ですが、教育委員会資料の2ページ目をご覧いただきたいと思い

ます。先ほど、松本市保健所長に意見を聞きましたところ、3点ほどご助言がありました。まず、県の新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会が11月29日に開催されているということですが、ここでどういう見解が示されたかといいますと、これまで通りの基本的な感染対策を講じていけば、今回県が示した20%、具体的にはクラスで7~8人程度の人が感染したら閉鎖ということですが、これについては妥当であるとの判断がされたということで、塚田保健所長も長野市保健所長と同様にオブザーバーとして出席をしていますが、松本市保健所としても同様の意見を持っているとのことでした。その根拠として、10人を超えるような爆発的な集団感染がなくなってきているということ。これは、集団免疫が獲得されてきていることも背景にあるということです。また、全体的に10歳以下の陽性者の割合がこここのところ減少傾向にあるということ。それから、もう一つはこれが重要な点ということでしたが、これから間違いなくインフルエンザの流行が想定されるということで、現在の基準でみますとインフルエンザは先ほど説明があったとおり、令和2年度に示されていますけれど、欠席者の割合が概ね20%となった場合となっています。これに対して、コロナは改正前の陽性者2名となりますとダブルスタンダードになってくるので、違う基準が同じ学級の中に並行してあることは望ましくないということでした。このことも専門家懇談会で議論がされたということでした。保健所長からの助言については、以上になります。

参考資料ということでいくつか資料がありますが、今日ご協議をいただいて承認をいただきますと、先ほど冒頭で教育監から説明がありましたが、松本市のガイドラインの改訂を伴うこととなります。ですので、ガイドラインにあります臨時休業の場合のフローチャートの資料、県の学級閉鎖等の条件緩和についての通知をご覧いただきたいと思います。要点のみ説明をしますけれども、5月に条件緩和について通知を出して対応してきた。ただ、第8波による陽性者の激増に伴い、学級閉鎖数が過去最も多い状況となっていますとありますが、松本市の状況についても同様でありました。現在主流のオミクロン株の感染力が強く若年者の重症化リスクは低いという特徴に対応し、学校教育活動を継続する必要があるとともに、学級閉鎖により児童生徒の保護者が仕事に行くことができなくなることによる医療や社会経済活動への影響にも配慮しなければな

りません。ついては、下記のとおり学級閉鎖等の条件を緩和しますとあり、その具体的な内容は先ほど説明があったとおりです。また以降のところには、ただし、医療非常事態宣言が発出されているということで、医療現場では医療提供体制の逼迫するような状況にあるということが書かれていまして、一番下になりますけれどもコロナ及びインフルエンザワクチンの接種検討、新型コロナ検査キットや解熱鎮痛薬等の準備を改めて教職員及び保護者等に依頼願いますということが記されています。このところは、苦しい判断になってくるかと思えます。松本市の状況については、毎日教育長通信でも発出していますが、感染状況のグラフをご覧ください。松本市の児童生徒の陽性報告者数をご覧くださいと、10月に入ってからの方が一番大きくなっていることがわかるかと思えます。なお、これについては、陽性になった時点で学校に連絡があったものですので、ほぼ実数と言えらると思えます。ただ、ご覧いただきますと第8波のピークは3週間前くらいにあったと思えますけれども、学校においては、暫時減少傾向にあるということが言えらると思えます。

以上の資料を受けまして、原案についてのご意見をお願いしたいと思えます。

小柳委員

県から県立学校長あての通知に、現在主流のオミクロン株の感染力が強く若年者の重症化リスクは低いとありました。学校を閉鎖するとか学級を閉じるということは、その集団の中で感染をくい止めるということなので、感染力が強いと言っているのに緩和するということは、相反することのように受け止められますが、感染しても重症化のリスクが低いという受け止めもできるので、県の通知や保健所長の助言などを基にして作成した先ほどの内容に概ね賛成です。ただ、細かい文言のところ、感染可能期間と学校と接触するということについてはもう一度説明してください。

学校支援室主任指導主事

学校と接触するという文言はこれまでもあるのですが、学校に来ていないのに休みの日に陽性になるお子さんたちがいます。そういうお子さんを除くという意味で、休んでいる子が陽性になったのにその在籍学級が閉鎖になることはおかしいので接触があるということを入れています。次に、感染可能期間ですけれども、オミクロン株のウイルス量は、発症日の2日前から発症してから5日間がとて多く、その近い期間に感染力がとて強いということが証明されていて、それを過ぎるとほぼ感染させることはなくなっていくとい

うデータがあります。それを過ぎたお子さんをあたかも学校感染があったかの  
ようにカウントするのはおかしいので、感染可能期間というものを示して人数  
として数えるという考えになっています。

小柳委員 内容はわかりました。言葉の表現として学校と接触するところが引っ  
かかっている、感染するのは人と接触するから感染するのであって、学校では  
ないと思うので、表現としてはどうでしょうか。

橋本委員 日本語としてどうでしょうか。表現を変えた方がいいと思います。

教育長 ここは、少し修正するというところでよろしいでしょうか。

橋本委員 政治的判断として、まったく理解できないということが第一印象です。毎日  
のように15日連続で3,000人を超えたと報道されていて、なお且つ、長  
野県は、全国で10万人あたりの感染者の割合で3位をキープしています。そ  
ういう状況の中で、こういう緩和策を打ち出すということはどういう判断がさ  
れたのか信じられません。先ほどの説明では、感染者が増えているから閉鎖が  
多くなっていると言っているのに、閉鎖させないために緩和するということは、  
何のために閉鎖させているのですか。

教育長 橋本委員がおっしゃるとおり、このタイミングで通知が出たことは正直びっ  
くりしています。先ほどの県の有識者が集まった専門家懇談会の中で、こうし  
た判断がされたことは、私たちが判断していく一つの基準になると思います。  
一方で、学級閉鎖等によって、会社を休まないといけなとか社会経済活動が  
止まってしまうので困るといふ保護者が一定数いることも確かなのですけれど  
も、医療関係者や介護関係者が、子どもさんが学級閉鎖になったことにより出  
勤ができないというお困りの声も聞いてはおります。そういったことを相反す  
る中で判断することは難しいと思ったのですが、そのことを受けて先ほど説明  
をさせていただいたとおり、県のものは基準にしてはいますが、より判断の基  
準を柔軟に対応できるように概ね20%、これが今後、インフルエンザが流行  
ってきたときには、インフルエンザかコロナかわからないけれども20%出て  
きたときには学級閉鎖にする。そして、学校長あての通知のアのまたは以下に  
ありますが、20%に満たない場合でも、今までのケースを見ますと半日の間  
に3人とかまとまって一斉に出てきたような場合にはこれは危ないぞというこ  
とで、学校長の判断で閉じることができるというような規定を設けてあります。

ですので、柔軟にそれぞれのケースに応じて安全性を担保したまま対応を維持していけると考えております。

橋本委員 おかしい議論だと思います。結局、学校長に責任を押し付けるのですか。教育委員会は、何をやるのですか。それから、今日は、保健所長の出席はないのですか。今、無症状感染者が増えていて、学校発で家庭に感染を広めることになりませんか。長野県、特に松本市は、一番危ない状況にあるのに緩和しようとするのが、まったく理解できません。

教育長 橋本委員のおっしゃった、学校長に責任を押し付けているというつもりはございません。というのは、実際に感染者が出たときには、学校から必ず学校支援室に連絡がありまして、坂口教育監を司令塔としてその状況の聞取りをして、一緒に教育委員会が判断をしております。ですので、より柔軟に学校長が判断できるということは、先ほど申しあげましたけれども、実質上は、いろいろな知見に基づいて教育委員会事務局と一緒に判断をしていくことが可能だと思っています。

橋本委員 でも、世間に対して緩めますというメッセージを出すわけですよね。

教育長 確かに、おっしゃる通りだと思います。ただ、一方で、例えば先ほどお話ししましたように、感染拡大の可能性がないと思われる学級閉鎖等によって職場に出られなくて困るというご意見があることも考慮しなければならないと考えました。

橋本委員 県が出したから、それに合わせるといった予定調和的な議論の進め方だと思いますので、賛成できません。

教育長 わかりました。佐藤委員は、いかがでしょうか。

佐藤委員 小柳委員からもご指摘がありましたが、私もこの文章がわかりづらくて、何度か読み返さないと文章のつくり方もあるかもしれません。先ほど説明いただいたような内容をただし書きなのか例なのか、それぞれの項目の下に注釈のようなものがあつたほうが良いと思いました。学校と接触というところは修正いただくということですが、先ほど質問されたようなことが家庭に周知するという前提であるならば、もう少しわかりやすい具体例もしくは注釈をつけた表現であっていただきたいと思います。

それから、インフルエンザの疑いがあるといういろいろな症状が具体的に



出てくると思いますが、新型コロナウイルス感染の疑いがあるということは、発熱だけではないでしょうし、せきだけでもないでしょうし、何をもって感染の疑いがあると捉えるのかこうした具体例といった基準があれば教えていただきたいと思います。もう一点、私も学校長の判断によるというところが、気にはなりました。学校長の判断によるということは、柔軟性ということになるのかもしれませんが、他のところとの整合性もあるかもしれませんが、学校長が教育委員会と協議しながら判断する等の文言があってもいいと思いました。一方で、もしそういった文言を付けた場合には、そこに教育委員が必要になってくるとそれも難しいとも思います。最後に、親が休みを取るということの課題ももちろんあると思いますが、私自身も介護現場に出ていますので、保護者が休みを取らなければいけないと現場が回らなくなるという現状もある一方で、保護者が子どもから感染して、さらに利用者の方に感染してしまったということも実際にはあるので、確かに目先のことを考えれば、緩和は介護現場の一時の窮状を緩和することにはなるかもしれませんが、最終的にこの判断が正しいのかどうか、今後の状況に疑問があります。それよりも、2名という感染者数が現在簡単に出てくる中で、むしろ子どもたちの学びを止めないというところに主眼を置いて、それでも橋本委員がおっしゃるように、国や県がいうところに追随するというところは否めないものの、私はそれでも教育委員会として出す視点としては、子どもたちの学びの機会、学校での活動を止めないというところにむしろあるのかなと思いつつながら資料を見ていたので、その部分かなとは思っています。先ほどの、感染の具体的などころのみ教えていただければと思います。

教育監            これまでも感染の疑いというところでは、以前の改訂の時もそうですけれども、かぜに似た諸症状、せき、鼻水、のどの痛み、腹痛、発熱があれば当然ですけれども、そういった症状がある場合にはということで学校にはお願いしてきています。

佐藤委員            では、かぜ症状という理解でよろしいでしょうか。コロナの場合には、インフルエンザよりも無症状が非常に多いというところが、なかなか悩ましいなど介護現場にいる身としても思います。

もう一つ、先ほどのアのところは、松本市独自の基準として20%未満であ

っても感染が広がっている可能性が高い場合、学校ごとには判断できるということではあるのですが、この基準自体を見直すという可能性が今後の学校現場における状況をみて判断するということがあり得るのでしょうか。というのは、ウにあるような国や県の動きがなければ、この基準を見直すということは基本的にはないという捉えでしょうか。

教育監            基本的には、ないと思っています。

橋本委員        これは、基準でもなんでもないとします。

教育長            実際の運用でどうかといいますと、まず、教育監のところに〇〇学校の何年何組でこういう状況で有症状者が発生しましたという連絡が入ります。その時点で、教育委員会の事務局の中で判断に迷う場合には、スタッフで相談をしたり、場合によっては保健所に相談をしたりして判断をしています。ですので、基準でも何でもないと書かれてはありますが、書いてはありますけどその通りだと思えますが、こういう相反する状況の中で、先ほど佐藤委員からは学びの継続というお話もありましたが、学びの継続や社会経済活動を維持しながら、でも子どもたちの安心安全を守っていくという本当に相反する難しい判断なのですが、その中でも現場で創意工夫をしながら判断をしていく必要があるのではないか、そういう局面にきているのではないかと感じます。

小柳委員        県立学校長あての通知の中のオミクロン株は感染力が強い、にもかかわらず重症化率は低いから緩和するということと、もう一つ、県ははっきりと緩和という言葉を使っているところに引っかかっています。しかし、松本市は、そういう表現ではなく基準の変更としており、コロナの感染の対応については教育委員会として、学校現場を支え、校長を支え、職員を支えるというスタンスでいます。さらに、コロナに対してどう対応してきたかこれまでの流れをみると、その都度保健所の指導助言を仰いできたわけですので、今回保健所から基準を変更することが妥当だと助言があるとすれば、それを拠り所にして進めていいと思います。

教育長            佐藤委員は、基準の変更についてはいかがでしょうか。

佐藤委員        状況的にこの変更でいいと思いますが、もう少し言わんとすることが具体的に伝わる形にさせていただけたらと思います。

教育長            橋本委員は、いかがでしょうか。

橋本委員 感染がピークのこのタイミングで緩和という方針を出すこと自体、私は、理解できません。

教育長 わかりました。

春原委員が欠席ではありますが、2名の委員から賛成、橋本委員からは反対ということでもありますので、結果として、この基準変更については、承認をいただくということよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ただし、今いただいたご意見を踏まえまして、学校長あての通知文、それから基準を変更したことについて教育長通信をはじめホームページなどでお知らせをしていきますが、橋本委員のご意見も含めてこの変更を不安に思う人も半分いて、この状況でいることに困っている人も半分いて、どっちつかずになってしまわないようにでもメッセージとしては伝えていく。そのうえで、佐藤委員からもありましたように学びを止めないということと学校長の判断とすべきとはありましたが教育委員会もしっかりサポートしながら、この体制を整えていくというメッセージを出していきたいと思います。それから、県の通知では閉鎖基準の条件緩和ということですが、松本市では、緩和とまでは言い切れない部分がありますので、閉鎖基準の変更としていきたいと思います。今のところ、インフルエンザに罹患したという症例は出てきていないですが、保健所からは早晚出てくるので、その際には、コロナかインフルエンザか当初の段階ではわからないという状況で、現場が混乱しないようにサポートしていくことが必要だという話がありました。今回大きな変更になりますので、保健所に相談しながら進めていきたいと思います。状況を見て、立ち止まることも場合によっては出てくるかと思っていますので、その時には皆さんにご相談をしながら進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。

橋本委員 基準変更自体は反対ですが、学校現場でコロナなのかインフルエンザなのか判断はできないですね。本来なら検査キットをたくさん用意して簡単に検査できるような準備すべきだと思います。

教育長 現在、国からコロナ対策の補助が示されてきていますが、この補助では買えないですか。

学校教育課長 消耗品ではなくて、換気に伴う空気清浄機とかサーキュレーターなどを購入するための補助金です。

教育長 備品だけですか。今いただいたご提言については、消耗品等で対応できるものがないかどうか庁内で相談してみようと思います。

それでは、修正をして周知をしていきたいと思います。春原委員にもお伝えしていきたいと思います。

以上になりますが、何かありますでしょうか。よろしいですか。

遅い時間にありがとうございました。

以上で臨時教育委員会を終了します。

《閉会宣言》

伊佐治教育長は、令和4年度第4回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後6時51分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

小澤 弥生

会 議 録 署 名 委 員

佐藤 佳子

---

小柳 廣幸

---